

栃木県会計年度任用職員（心理支援員） 募集要項

とちぎ男女共同参画センターでは、会計年度任用職員（心理支援員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県 とちぎ男女共同参画センター 宇都宮市野沢町4-1 (パルティ)	・入所者の心理アセスメントに関する業務 ・入所者への心理的支援に関する業務 ・入所者の生活支援に関する業務 ・その他これらに付随する業務

2 勤務条件

- (1) 任用期間 採用の日から令和7(2025)年3月31日まで
なお、採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。
1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
また、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任用期間満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日（週30時間）、シフト制（早番・遅番）勤務
①平日：午前9時00分から午後4時00分まで
②平日：午前10時00分から午後5時00分まで
なお、午後0時から午後1時までは休憩時間です。
原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 給与 ① 月額 145,006円（令和6(2024)年4月1日）
② 地域手当 5,075円 当方規程により毎月支給
③ 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給
④ 期末・勤勉手当 当方規程により、一定条件を満たした場合、期末・勤勉手当を支給（年2回：6月及び12月）
なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます。
- (5) 有給休暇 年次有給休暇（任用期間が6か月以上の者）ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）及び厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の（1）から（4）の全てを満たす人

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
（次のいずれにも該当しない人）
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) パソコン操作（ワード、エクセル、メールソフト等）が可能な人
- (4) 女性の人権を尊重し、女性支援に対する理解を持つ人

4 受付期間

随時

※ 応募者を一定数確保できた場合は募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

- (1) 選考日 応募者と相談の上、決定
- (2) 場 所 とちぎ男女共同参画センター 会議室

6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。

(1) 履歴書（写真付）

- ※ 履歴書は市販のもので結構です。
- ※ 自筆で必要事項を記入してください。
- ※ 持参の場合には、平日（月曜日を除く）の8：30～17：15の間にお越しください。
- ※ 郵送の場合には、表に「会計年度任用職員（心理支援員）選考申込」と書いた封筒に入れてください。
- ※ 提出された書類は、返却しませんのでご了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町4-1
 栃木県とちぎ男女共同参画センター 事業推進課

7 結果の発表

選考結果については、面接実施後7日以内に電話でご連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。

とちぎ男女共同参画センター案内図



○交通機関利用
 JR 宇都宮駅西口8番乗り場から関東バスで約25分（日光東照宮、今市車庫、船生、山王団地、石那田方面）とちぎ男女共同参画センター停留所下車 徒歩2分

○自家用車利用
 東北自動車道宇都宮ICより宇都宮方面へ6km
 宇都宮環状線より日光街道を日光方面へ1.2km